

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:健康保険部介護保険課 No.001

処 分 名	保険給付の支払の一時差し止め
処 分 の 概 要	保険料を１年６か月間滞納すると、介護サービスを利用するとき費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。
根拠法令等・条項	介護保険法（平成９年法律第１２３号）第６７条
処 分 基 準	不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めに具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成２９年４月１日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■介護保険法 第６７条 市町村は、保険給付を受けることができる第１号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。 ２ 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる第１号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。 ３ 市町村は、前条第１項又は第２項の規定により支払方法変更の記載を受けている要介護被保険者等であって、前２項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該要介護被保険者等に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該要介護被保険者等が滞納している保険料額を控除することができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:健康保険部介護保険課 No.002

処 分 名	保険給付額の減額
処 分 の 概 要	介護保険料を 2 年以上滞納すると、介護サービスを利用するときに利用者負担が 3 割（自己負担がもともと 3 割の方は 4 割）になったり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。
根拠法令等・条項	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 69 条
処 分 基 準	介護保険料を納期限から 2 年以上滞納した場合、介護サービスの介護保険給付が 9 割から 7 割（自己負担がもともと 3 割の方は 6 割）に減額されます。（自己負担が 1 割から 3 割（自己負担がもともと 3 割の方は 4 割）に引き上げられます。） 介護保険料は、滞納したまま 2 年以上経過すると、時効により納めることができなくなります。 時効が成立した介護保険料は、未納が確定し、将来、介護保険の認定を受け、介護保険のサービスを利用する際に、滞納している期間に応じた一定期間、給付制限が課されることになります。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 29 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■介護保険法

第 69 条 市町村は、要介護認定、要介護更新認定、第 29 条第 2 項において準用する第 27 条第 7 項若しくは第 30 条第 1 項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、第 33 条の 2 第 2 項において準用する第 32 条第 6 項若しくは第 33 条の 3 第 1 項の規定による要支援状態区分の変更の認定（以下この項において単に「認定」という。）をした場合において、当該認定に係る第 1 号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間（当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をいう。以下この項において同じ。）があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の被保険者証に、当該認定に係る第 27 条第 7 項後段（第 28 条第 4 項及び第 29 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 30 条第 1 項後段若しくは第 35 条 4 項後段又は第 32 条第 6 項後段（第 33 条第 4 項及び第 33 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 33 条の 3 第 1 項後段若しくは第 35 条第 2 項後段若しくは第 6 項後段の規定による記載に併せて、介護給付等（居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特例居宅支援サービス計画費の支給、高額介護サービス費の支給、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給、特例特定入所者介護サービス費の支給、特定入所者介護予防サービス費の支給及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を除く。）の額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置がとられる期間（市町村が、政令で定めるところにより、保険料徴収権消滅期間に応じて定める期間をいう。以下この条において「給付額減額期間」という。）の記載（以下この条において「給付額減額等の記載」という。）をするものとする。ただし、当該要介護被保険者等について、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

2 市町村は、前項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等について、同項ただし書きの政令で定める特別の事情があると認めるとき、又は給付額減額期間が経過したときは、当該給付額減額等の記載を削除するものとする。

3 第 1 項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス（これに相当するサ

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

ービスを含む。以下この条において同じ。)、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。)、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。次項及び第5項において同じ。)及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。)並びに行った住宅改修に係る次の各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第49条の2又は第59条の2の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

- (1) 居宅介護サービス費の支給 第41条第4項第1号及び第2号並びに第43条第1項、第4項及び第6項
- (2) 特例居宅介護サービス費の支給 第42条第3項並びに第43条第1項、第4項及び第6項
- (3) 地域密着型介護サービス費の支給 第42条の2第2項各号並びに第43条第1項、第4項及び第6項
- (4) 特例地域密着型介護サービス費の支給 第42条の3第2項並びに第43条第1項、第4項及び第6項
- (5) 施設介護サービス費の支給 第48条第2項
- (6) 特例施設介護サービス費の支給 第49条第2項
- (7) 介護予防サービス費の支給 第53条第2項第1号及び第2号並びに第55条第1項、第4項及び第6項
- (8) 特例介護予防サービス費の支給 第54条第3項並びに第55条第1項、第4項及び第6項
- (9) 地域密着型介護予防サービス費の支給 第54条の2第2項第1号及び第2号並びに第55条第1項、第4項及び第6項
- (10) 特例地域密着型介護予防サービス費の支給 第54条の3第2項並びに第55条第1項、第4項及び第6項
- (11) 居宅介護福祉用具購入費の支給 第44条第3項、第4項及び第7項
- (12) 介護予防福祉用具購入費の支給 第56条第3項、第4項及び第7項
- (13) 居宅介護住宅改修費の支給 第45条第3項、第4項及び第7項
- (14) 介護予防住宅改修費の支給 第57条第3項、第4項及び第7項

4 第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に受けた居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス並びに行った住宅改修に係る前項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第49条の2第1項又は第59条の2第1項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、第49条の2第1項又は第59条の2第1項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100分の80」とあるのは、「100分の70」とする

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

- 5 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス並びに行った住宅改修に係る第3項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第49条の2第2項又は第59条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、第49条の2第2項又は第59条の2第2項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100分の70」とあるのは、「100分の60」とする。
- 6 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に受けた居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスに要する費用については、第51条第1項、第51条の2第1項、第51条の3第1項、第51条の4第1項、第61条第1項、第61条の2第1項、第61条の3第1項及び第61条の4第1項の規定は、適用しない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:健康保険部介護保険課 No.003

処 分 名	保険給付制限
処 分 の 概 要	故意の犯罪や重大な過失、正当な理由なくサービス利用に関する指示に従わないこと等によって要介護状態になったり、状態を悪化させた場合、保険給付の全部又は一部が制限されます。
根拠法令等・条項	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 64 条
処 分 基 準	法令等の規定において、当該処分等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■介護保険法 第 64 条 市町村は、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用若しくは居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費に係る住宅改修の実施に関する指示に従わないことにより、要介護状態等若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は要介護状態等の程度を増進させた被保険者の当該要介護状態等については、これを支給事由とする介護給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:健康保険部介護保険課 No.004

処 分 名	指定地域密着型サービス事業者に対する勧告・命令等
処 分 の 概 要	市は、指定地域密着型サービス事業者が、法令（条例）等の基準を満たさない場合、期限を定めて、是正を勧告できます。勧告に従わないときは、その旨を公表のうえ、命令することができます。
根拠法令等・条項	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 9
処 分 基 準	介護保険最新情報 vol.1249 「「介護保険施設等に対する監査マニュアル」について（通知）」で示された「処分基準の考え方の例」を当市の処分基準とします。
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■介護保険法

第 78 条の 9 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

- 1 第 78 条の 2 第 8 項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。
 - 2 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第 78 条の 4 第 1 項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。
 - 3 第 78 条の 4 第 2 項又は第 5 項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすること。
 - 4 第 78 条の 4 第 7 項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。
- 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 市町村長は、第 1 項の規定による勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

■春日部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:健康保険部介護保険課 No.005

処 分 名	指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し等
処 分 の 概 要	市は、指定地域密着型サービス事業者が法令等の基準を満たさない場合、指定を取消し、または期間を定めて指定の全部もしくは一部の効力を停止することができます。
根拠法令等・条項	介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 78 条の 10
処 分 基 準	介護保険最新情報 vol.1249 「「介護保険施設等に対する監査マニュアル」について（通知）」で示された「処分基準の考え方の例」を当市の処分基準とします。
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■介護保険法

第 78 条の 10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 1 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 2 第 4 項第 4 号の 2 から第 5 号の 2 まで、第 9 号（第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。）、第 10 号（第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。）、第 11 号（第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。）又は第 12 号（第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 2 第 6 項第 3 号から第 3 号の 4 までのいずれかに該当するに至ったとき。
- 3 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 2 第 8 項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。
- 4 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第 78 条の 4 第 1 項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第 5 項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業員に関する基準を満たすことができなくなったとき。
- 5 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 4 第 2 項又は第 5 項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- 6 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 4 第 8 項に規定する義務に違反したと認められるとき。
- 7 指定地域密着型サービス事業者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。）が、第 28 条第 5 項（第 29 条第 2 項、第 30 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 33 条第 4 項、第 33 条の 2 第 2 項、第 33 条の 3 第 2 項及び第 34 条第 2 項において準用する場合を含む。第 84 条、第 92 条及び第 104 条において同じ。）の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。
- 8 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。
- 9 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 7 第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 10 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、第 78 条の 7 第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜ

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

11 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第42条の2第1項本文の指定を受けたとき。

12 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

13 指定地域密着型サービス事業者に係る老人福祉法第29条第18項の規定による通知を受けたとき。

14 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

15 指定地域密着型サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

16 指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

■春日部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:健康保険部介護保険課 No.006

処 分 名	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する勧告・命令等
処 分 の 概 要	市は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、法令等の基準を満たさない場合、期限を定めて、是正を勧告できます。勧告に従わないときは、その旨を公表のうえ、命令することができます。
根拠法令等・条項	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 18
処 分 基 準	介護保険最新情報 vol.1249 「「介護保険施設等に対する監査マニュアル」について（通知）」で示された「処分基準の考え方の例」を当市の処分基準とします。
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■介護保険法

第115条の18 市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

- 1 第115条の12第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。
 - 2 当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について第115条の14第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。
 - 3 第115条の14第2項又は第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすること。
 - 4 第115条の14第7項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。
- 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

■春日部市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:健康保険部介護保険課 No.007

処 分 名	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消し等
処 分 の 概 要	市は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が法令等の基準を満たさない場合、指定を取消し、または期間を定めて指定の全部もしくは一部の効力を停止することができます。
根拠法令等・条項	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の19
処 分 基 準	介護保険最新情報 vol.1249 「「介護保険施設等に対する監査マニュアル」について（通知）」で示された「処分基準の考え方の例」を当市の処分基準とします。
設 定 年 月 日	平成27年4月1日（最終改正：令和7年4月1日）
備 考	

■介護保険法

第 115 条の 19 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第 54 条の 2 第 1 項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 1 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 12 第 2 項第 4 号の 2 から第 5 号の 2 まで、第 9 号（第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。）、第 10 号（第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。）、第 11 号（第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。）又は第 12 号（第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 12 第 4 項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当するに至ったとき。
- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 12 第 6 項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第 115 条の 14 第 1 項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。
- 5 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 14 第 2 項又は第 5 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- 6 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 14 第 8 項に規定する義務に違反したと認められるとき。
- 7 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。
- 8 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 17 第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 9 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第 115 条の 17 第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

- 10 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第54条の2第1項本文の指定を受けたとき。
- 11 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 12 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 13 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 14 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

■春日部市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:健康保険部介護保険課 No.008

処 分 名	指定居宅介護支援事業者に対する勧告・命令等
処 分 の 概 要	市は、指定居宅介護支援事業者が、法令等の基準を満たさない場合、期限を定めて、是正を勧告できます。勧告に従わないときは、その旨を公表のうえ、命令することができます。
根拠法令等・条項	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 83 条の 2
処 分 基 準	介護保険最新情報 vol.1249 「「介護保険施設等に対する監査マニュアル」について（通知）」で示された「処分基準の考え方の例」を当市の処分基準とします。
設 定 年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■介護保険法

第 83 条の 2 市町村長は、指定居宅介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) 当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第 81 条第 1 項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。

(2) 第 81 条第 2 項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない場合 当該指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすること。

(3) 第 81 条第 5 項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市町村長は、第 1 項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村長は、保険給付に係る指定居宅介護支援を行った指定居宅介護支援事業者（他の市町村長が第 46 条第 1 項の指定をした者に限る。）について、第 1 項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該他の市町村長に通知しなければならない。

■春日部市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:健康保険部介護保険課 No.009

処 分 名	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等
処 分 の 概 要	市は、指定居宅介護支援事業者が法令等の基準を満たさない場合、指定を取消し、または期間を定めて指定の全部もしくは一部の効力を停止することができます。
根拠法令等・条項	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 84 条
処 分 基 準	介護保険最新情報 vol.1249 「「介護保険施設等に対する監査マニュアル」について（通知）」で示された「処分基準の考え方の例」を当市の処分基準とします。
設 定 年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■介護保険法

第 84 条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第 46 条第 1 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 指定居宅介護支援事業者が、第 79 条第 2 項第 3 号の 2 から第 4 号の 2 まで、第 8 号（同項第 4 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第 9 号（同項第 4 号の 3 に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第 81 条第 1 項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。
- (3) 指定居宅介護支援事業者が、第 81 条第 2 項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。
- (4) 指定居宅介護支援事業者が、第 81 条第 6 項に規定する義務に違反したと認められるとき。
- (5) 第 28 条第 5 項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。
- (6) 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。
- (7) 指定居宅介護支援事業者が、第 83 条第 1 の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (8) 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第 83 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (9) 指定居宅介護支援事業者が、不正の手段により第 46 条第 1 項の指定を受けたとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (12) 指定居宅介護支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5

年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

- 2 市町村長は、保険給付に係る指定居宅介護支援又は第 28 条第 5 項の規定により委託した調査を行った指定居宅介護支援事業者（他の市町村長が第 46 条第 1 項の指定をした者に限る。）について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該他の市町村長に通知しなければならない。

■春日部市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:健康保険部介護保険課 No.010

処 分 名	指定介護予防支援事業者に対する勧告・命令等
処 分 の 概 要	市は、指定介護予防支援事業者が、法令等の基準を満たさない場合、期限を定めて、是正を勧告できます。勧告に従わないときは、その旨を公表のうえ、命令することができます。
根拠法令等・条項	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 28
処 分 基 準	介護保険最新情報 vol.1249 「「介護保険施設等に対する監査マニュアル」について（通知）」で示された「処分基準の考え方の例」を当市の処分基準とします。
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■介護保険法

第115条の28 市町村長は、指定介護予防支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

- 1 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五条の二十四第一項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準又は当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。
 - 2 第百十五条の二十四第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていない場合 当該指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすること。
 - 3 第百十五条の二十四第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。
- 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

■春日部市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:健康保険部介護保険課 No.011

処 分 名	指定介護予防支援事業者の指定の取消し等
処 分 の 概 要	市は、指定介護予防支援事業者が法令等の基準を満たさない場合、指定を取消し、または期間を定めて指定の全部もしくは一部の効力を停止することができます。
根拠法令等・条項	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 29
処 分 基 準	介護保険最新情報 vol.1249 「「介護保険施設等に対する監査マニュアル」について（通知）」で示された「処分基準の考え方の例」を当市の処分基準とします。
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日（最終改正：令和 7 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■介護保険法

第 115 条の 29 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防支援事業者に係る第五十八条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 1 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十二第二項第三号の二から第四号の二まで、第八号（同項第四号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第九号（同項第四号の三に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第百十五条の二十四第一項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。
- 3 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十四第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。
- 4 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十四第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。
- 5 介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。
- 6 指定介護予防支援事業者が、第百十五条の二十七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 7 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、第百十五条の二十七第一項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 8 指定介護予防支援事業者が、不正の手段により第五十八条第一項の指定を受けたとき。
- 9 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 10 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 11 指定介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者がある

とき。

■春日部市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:健康保険部介護保険課 No.012

処 分 名	指定介護予防・日常生活支援総合事業者に対する勧告・命令等
処 分 の 概 要	市は、指定介護予防・日常生活支援総合事業者が、法令等の基準を満たさない場合、期限を定めて、是正を勧告できます。勧告に従わないときは、その旨を公表のうえ、命令することができます。
根拠法令等・条項	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 の 8
処 分 基 準	介護保険最新情報 vol.1249 「「介護保険施設等に対する監査マニュアル」について（通知）」で示された「処分基準の考え方の例」を当市の処分基準とします。
設 定 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■介護保険法 第 115 条の 45 の 8 市町村長は、指定事業者が、第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イからニまで又は第 115 条の 45 の 5 第 2 項の厚生労働省令で定める基準に従って第 1 号事業を行っていないと認めるときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、これらの厚生労働省令で定める基準に従って第 1 号事業を行うことを勧告することができる。 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長は、第 1 項の規定による勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。 ■春日部市介護予防・日常生活支援総合事業に係る基準等に関する要綱

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:健康保険部介護保険課 No.013

処 分 名	指定介護予防・日常生活支援総合事業者の指定の取消し等
処 分 の 概 要	市は、指定介護予防・日常生活支援総合事業者が法令等の基準を満たさない場合、指定を取消し、または期間を定めて指定の全部もしくは一部の効力を停止することができます。
根拠法令等・条項	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の9
処 分 基 準	介護保険最新情報 vol.1249 「「介護保険施設等に対する監査マニュアル」について（通知）」で示された「処分基準の考え方の例」を当市の処分基準とします。
設 定 年 月 日	令和7年4月1日
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■介護保険法

第 115 条の 45 の 9 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 1 指定事業者が、第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イからニまで又は第 115 条の 45 の 5 第 2 項の厚生労働省令で定める基準に従って第 1 号事業を行うことができなくなったとき。
- 2 第 1 号事業支給費の請求に関し不正があったとき
- 3 指定事業者が、第 115 条 45 の 7 第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 4 指定事業者又は当該指定事業所者の指定に係る事業所の従業員が、第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定事業者の指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 5 指定事業者が、不正の手段により指定事業者の指定を受けたとき。
- 6 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 7 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支援事業又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

■春日部市介護予防・日常生活支援総合事業に係る基準等に関する要綱

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:健康保険部介護保険課 No.014

処 分 名	要介護認定の取消し
処 分 の 概 要	市町村は、要介護認定を受けた被保険者が要介護者に該当しなくなったと認めるときは、当該要介護認定を取り消すことができます。
根拠法令等・条項	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 31 条
処 分 基 準	法令等の規定において、当該処分等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	（要介護認定の取消し） 第三十一条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要介護認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第二十七条第十項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。 一 要介護者に該当しなくなったと認めるとき。 二 正当な理由なしに、前条第二項若しくは次項において準用する第二十七条第二項の規定による調査に応じないとき、又は前条第二項若しくは次項において準用する第二十七条第六項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。 2 第二十七条第二項から第七項まで、第八項前段、第九項及び第十項前段の規定は、前項第一号の規定による要介護認定の取消しについて準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:健康保険部 介護保険課 No.015

処 分 名	要支援認定の取消し
処 分 の 概 要	市町村は、要支援認定を受けた被保険者が要支援者に該当しなくなったと認めるときは、当該要支援認定を取り消すことができます。
根拠法令等・条項	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 34 条
処 分 基 準	法令等の規定において、当該処分等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	（要支援認定の取消し） 第三十四条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第三十二条第六項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。 一 要支援者に該当しなくなったと認めるとき。 二 正当な理由なしに、次項において準用する第三十二条第二項の規定により準用される第二十七条第二項の規定による調査に応じないとき、又は次項において準用する第三十二条第二項の規定により準用される第二十七条第六項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。 2 第三十二条第二項、第三項、第四項前段、第五項及び第六項前段の規定は、前項第一号の規定による要支援認定の取消しについて準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。